

海田町教育委員会訓令第1号

町立学校

海田町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月11日

海田町教育委員会教育長 森山 真文

海田町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

海田町立学校職員服務規程（昭和41年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（表）中「

病気休暇	日 時間	日 時間
------	------	------

」を

日 時間	日 時間	日 時間	日 時間
------	------	------	------

」に、

「

病気休暇	日 時間 分				
------	--------	--------	--------	--------	--------

日 時間 分	日 時間 分
--------	--------

」に、

別記様式第2号（裏）中「

病気休暇	日 時間	日 時間
------	------	------

」を

日 時間				
------	------	------	------	------

日 時間

」を

「

病気休暇	日 時間 分				
------	--------	--------	--------	--------	--------

日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分
--------	--------	--------	--------

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会訓令は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会訓令の改正前に作成された帳票等で、この教育委員会訓令施行の際、現に存しているものについては、この教育委員会訓令による様式により作成された帳票

等とみなし、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。